

# 大雇止め訴訟で勝利報告会

## 原告元助手職場復帰へ

第2520号

か。組合として当局との国交や臨時大会でも支援を決定した。本人をはじめ、弁護団、支援者の方々の支えが大きかったです。敬意を表したい」と述べました。

龍谷大学(京都府伏見区)で契約更新を前に臨時教員として勤務しながら、雇止めされたのは不当として元助手の嶋田ミカさん(48)が地位確認を求めた裁判の和解が昨年12月に成立したことを受け、16日夜、同大学内で勝利の報告会が行われました。

第三種郵便物認可された教職員や学生ら60人が喜びを分かち合いました。

年4月、3年間の期限付きで龍谷大学経済学部のサービスセンター内規では「1回に限り契約更新できる」とありましたが、「昨年3月に雇用を打ち切られ、同年7月に提訴していました。

和解では4月から新たに1年の期限付きで同大学アフリシア多文化社会研究センターの研究助手として雇用されるようになりました。

正規で働く人たちにエールを送りたいと決断しました」と感謝と決意を語りました。

嶋田さんは「董さんは「非正規雇用の裁判で1年という期限付きで和解し、職場復帰でき悩んだが、私のように使い捨てられることがないようにしてほしい」と言つのが悲願。裁判争を続けるより、非

正規雇用の裁判で和解した」と経過を報告。同大学職組の由井浩委員長は「歴史に残る闘いの事例ではない」と経過を報告。

嶋田さんは「董さんは「非正規雇用の裁判で1年という期限付きで和解し、職場復帰でき悩んだが、私のように使い捨てられることがないようにしてほしい」と言つのが悲願。裁判争を続けるより、非

正規で働く人たちにエールを送りたいと決断しました」と感謝と決意を語りました。

嶋田さんは「董さんは「非正規雇用の裁判で1年という期限付きで和解し、職場復帰でき悩んだが、私のように使い捨てられることがないようにしてほしい」と言つのが悲願。裁判争を続けるより、非

正規で働く人たちにエールを送りたいと決断しました」と感謝と決意を語りました。

嶋田さんは「董さんは「非正規雇用の裁判で1年という期限付きで和解し、職場復帰でき悩んだが、私のように使い捨てられることがないようにしてほしい」と言つのが悲願。裁判争を続けるより、非

正規で働く人たちにエールを送りたいと決断しました」と感謝と決意を語りました。

1/22 京 都 民 報



1/22 京 都 民 報  
嶋田さん(中央)を囲む畠地弁護士(左隣)と支援者ら

報告集会では弁護団や龍谷大学教職員組合、京滋地区私大教職員組合連合、「嶋田ミカさんへの雇用継続を求める会」「大学非正規労働者の雇止めを許さない関西緊急集会」実行委員会からの喜びの声とともに連